

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 大石美智子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第63号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか1議案であります。

当委員会は、去る9月25日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については原案のとおり可決すべきと決しました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第63号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」であります。マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機による住民票の写し等の交付を開始することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

委員からは、多機能端末機を利用した場合に、住民票の写し等の交付手数料を市役所の窓口で交付する場合より1通あたり100円減額する理由について確認があり、理事者からは、平成26年4月に自動交付機の利用率向上及び窓口の混雑緩和のため、自動交付機の交付手数料を100円減額しており、多機能端末機を利用する場合も自動交付方式であることから100円減額するものであるとの説明を受けました。

また、委員からは、マイナンバーカードを利用し多機能端末機を介して住民票の写し等の交付を可能とすることについては全市民の理解がすすんだ上での導入が大切であり、詐欺被害に遭うこともないとは言い切れないことから、積極的な広報活動が必要であるとの意見がありました。

また、委員からは、多機能端末機を利用し住民票の写し等を交付することの安全性について質疑があり、理事者からは、個人情報に関する記録が残らないようにコピー機から消去されることとなっており、また、マイナンバーカード、住民票の写し等を取り忘れた場合には自分で解除しない限り多機能端末機から警告音が出続けるとの説明を受けました。

また、委員からは、多機能端末機から住民票の写し等を交付する場合に市がコンビニエンスストア等に支払う手数料について質疑があり、理事者から1通あたり115円との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了と致しました。

次に、「議案第64号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等の代替保育に係る連

携施設の確保義務の緩和を図るなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市では待機児童がいると聞いており、その対策として家庭的保育事業等を実施する事業者の活用を検討しているのかとの質疑があり、理事者からは、昨年10月時点の待機児童は19名となっていたが、今年4月時点では待機児童はゼロとなっている。現在は家庭的保育事業等を実施するための要件が厳しくなかなか設置に至らない状況であるが、今後、国において受け入れ人数を拡大するため要件を緩和されることは考えられる。また幼児教育の無償化も含めてニーズが増える状況も想定されているが、まずは、公私立の認可保育所等の保育士を確保することによる受け入れ人数の拡大を検討しているとの説明を受けました。

また、委員からは、条例第16条第2項第3号において食事の外部搬入特例が新たに認められる条件について確認があり、理事者からは現状として認可保育所等においては、個別にアレルギー等に対応した給食を提供しており、同様に対応していただける事業者である必要があるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。